

山梨県公報

第千五百五十三号

平成十七年

三月十日

木曜日

目次

建築士法施行細則の一部を改正する規則……………一九

告示

へい獣処理場等に関する法律による区域指定の一部改正……………一九

保安林の指定の予定……………二〇

農地法第三条第二項第五号かつこ書等の規定による別段の面積を定める告示の一部を改正する告示……………二〇

道路の区域変更(六件)……………二〇

道路の供用開始……………二二

電線共同溝を整備すべき道路の指定……………二二

建築基準法に基づく道路位置指定……………二二

基本測量の終了……………二三

甲府都市計画の変更案の縦覧……………二三

開発行為に関する工事の完了について……………二三

平成十七年二級建築士及び木造建築士試験の実施……………二三

人事委員会……………二三

平成十七年度山梨県職員、小中学校事務職員及び小中学校栄養職員並びに山梨県警察官採用試験の実施予定について……………二四

第六十四回(平成十七年度)山梨県警察官A及び警察官B採用試験の実施について……………二六

正誤……………二六

平成十七年二月二十八日付け第千五百五十五号中……………三三

規則

山梨県規則第一号

建築士法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十七年三月十日

山梨県知事 山本 栄彦

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則(昭和二十六年山梨県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「第十六条」を、「二級建築士試験又は木造建築士試験(法第十五条の十七第一項の規定に基づき知事が指定する者(以下「指定試験機関」という。))が二級建築士試験及び木造建築士試験の実施に関する事務(以下「二級建築士等試験事務」という。))を行うものを除く。」を受けようとする者にあつては、第十六条第一項に改め、「添付して」の下に「行うものとし、指定試験機関が二級建築士等試験事務を行う二級建築士試験又は木造建築士試験を受けようとする者にあつては、指定試験機関の定めるところにより」を加える。

第十六条第一項中「法第十五条の十七第一項の規定に基づき、知事が指定する者(以下「指定試験機関」という。))が二級建築士試験又は木造建築士試験の実施に関する事務(以下「二級建築士等試験事務」という。))を、「指定試験機関が二級建築士等試験事務を」に改め、同条第三項中「、受験申込書に第一項に掲げる書類を添え」を削り、「提出しなければ」を「申し込まなければ」に改め、同条第四項を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

山梨県告示第百六号

へい獣処理場等に関する法律による区域指定(昭和四十七年山梨県告示第三百九十号)の一部を次のように改正する。

平成十七年三月十日

山梨県知事 山本 栄彦

本則の表以外の部分中「へい獣処理場等に関する法律」を「化製場等に関する法律」に改め、本則の表中

大月市	大月一丁目から二丁目まで 御大刀一丁目から三丁目まで
大月市	大月一丁目から二丁目まで 御大刀一丁目から三丁目まで

大月市	大月一丁目から二丁目まで 御大刀一丁目から三丁目まで
大月市	大月一丁目から二丁目まで 御大刀一丁目から三丁目まで

を	上野原市	上野原のうち字諏訪	塚場	新町	本町	原山	山風	に、
	呂向風	町羽佐間	新田倉	小沢	新井	西シ原	山風	

同 河口湖	船津のうち字上ノ段	大久保	中村	松湯	菅		
同 足和田	西湖二、〇六八番のうち西湖移住地	根場移住					
同 村北都留郡	地 上野原のうち字諏訪	塚場	新町	本町			
上野原町	原 山風呂 向風	原 山風呂 向風	田町 羽佐間	新田倉	小沢	新井	西シ

津のうち字上ノ段 大久保 中村 松湯 菅
塚 宮森 西川 大池 浅川のうち字平浜
湖二、〇六八番のうち西湖移住地 根場移住

に改める。

山梨県告示第百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十七年三月十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 保安林の所在場所
上野原市上野原字諏訪三五二の二、三五六の二、字エビ沢四〇二、新田字姥ヶ懐三七九の一
- 二 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 三 指定施業要件
立木の伐採を禁止する。

山梨県告示第百八号

農地法第三条第二項第五号かつこ書等の規定による別段の面積を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成十七年三月十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

農地法第三条第二項第五号かつこ書等の規定による別段の面積を定める告示の一部を改正する告示

農地法第三条第二項第五号かつこ書等の規定による別段の面積を定める告示（平成十六年山梨県告示第百四十四号）の一部を次のように改正する。

一の表の三の項中、「富士吉田市」を「富士吉田市、山梨市（旧三富村の区域に限る。）」「上野原市、東山梨郡三富村」を「上野原市」に改める。

附 則

この告示は、平成十七年三月二十二日から施行する。

山梨県告示第百九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南地域振興局市川建設部において、この告示の日から平成十七年三月三十一日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年三月十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 粟倉飯富線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
南巨摩郡身延町大字遅沢字塩沢二三四六番の二地先から 南巨摩郡身延町大字遅沢字山田和二九一四番の一地先まで	八・五、 二八・二	六・九、 一四・二		四七五・〇

山梨県告示第百十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南地域振興局市川建設部において、この告示の日から平成十七年三月三十一日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年三月十日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 内船停車場線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
南巨摩郡南部町大字内船字外中田四六八一番の一地先から 南巨摩郡南部町大字南部字新田九三三五番の一地先まで	七・一〇	七・一〇	一一・〇〇	一三六一・二
	一一・三	一一・三	三七・九	
				八三六・四

山梨県告示第百十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南地域振興局身延建設部において、この告示の日から平成十七年三月三十一日まで一般の縦覧に供する。
平成十七年三月十日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 富士川身延線
- 三 道路の区域

山梨県知事 山本 栄彦

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
南巨摩郡南部町大字内船字外中田四六八一番の一地先から 南巨摩郡南部町大字内船字外中田四五四八番の一地先まで	九・九〇	九・九〇	一一・三	一九二・五
	二二・三	二二・三	九・九〇	
				一九二・五

山梨県告示第百十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十七年三月三十一日まで一般の縦覧に供する。
平成十七年三月十日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 北原下条南割線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
韮崎市大草町大字若尾字岡田二〇四二番の一地先から 韮崎市大草町大字若尾字岡田二〇四二番地先まで	一一・五〇	一一・五〇	二六・五	七・〇
	二六・五	二六・五	一一・〇〇	
				七・〇

山梨県告示第百十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十七年三月三十一日まで一般の縦覧に供する。
平成十七年三月十日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 横手日野春停車場線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
北杜市武川町大字山高字大石田一三四一番の三地先から 北杜市武川町大字牧原字堂佛寺一三〇八番の一地先まで	四・五〇	四・五〇	八・五	六〇三・八
	八・五	八・五	一〇・〇〇	
				六〇三・八

三五・〇

山梨県告示第百十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十七年三月三十一日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年三月十日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 北杜八ヶ岳公園線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
北杜市須玉町大字若神子字小林三〇九四番の一地先から 北杜市高根町大字下黒沢字坂上一七六番の一地先まで	六・四〇	六・四〇	一一・〇	一六四四・〇
	六・四〇	一一・〇	一一・〇	一六四四・〇
	一一・八〇	五・八〇	五六・六	一三八〇・七

山梨県告示第百十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東地域振興局建設部において、この告示の日から平成十七年三月三十一日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年三月十日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期 日
県道	万力小屋敷	山梨市大字万力字本組一一一七	二九一・〇	平成十七年

線		番地先から 山梨市大字万力字本林一八三〇番の一地先まで	三月十日
		山梨市大字上神内川字地蔵原一四九二番の一地先から 山梨市大字上神内川字下河原一五二二番の一地先まで	一〇二・〇

山梨県告示第百十六号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定した。

平成十七年三月十日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区 間
県道	石和温泉停車場線	笛吹市大字石和町市部字川向四二四番の一地先から 笛吹市大字石和町市部字東町一〇〇五番の一地先まで

山梨県告示第百十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。

平成十七年三月十日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の位置 中巨摩郡昭和町押越字鎌田川端一五一九番六及び西条字長登路一〇三九番四
- 二 道路の幅員 五・〇五メートル
- 三 道路の延長 二六・九三メートル

公 告

● 基本測量の終了
測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、平成十七年二月二十二日付けで国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終了した旨の通知があった。

平成十七年三月十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 作業種類 基本測量（電子基準点付属標取付観測）
- 二 作業開始日 平成十六年十月二十七日
- 三 作業終了日 平成十七年二月二十一日
- 四 作業地域 北杜市、北都留郡小菅村及び西八代郡上九一色村

● 甲府都市計画の変更案の縦覧
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、都市計画を変更するので、同条第二項の規定において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。なお、当該都市計画の変更案について、縦覧期日満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十七年三月十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 都市計画の種類
甲府都市計画区域区分
- 二 都市計画の変更に係る土地の区域
縦覧に供する図書に明示する部分
- 三 縦覧場所
甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県土木部都市計画課
甲府市貢川二丁目一番八号 峡中地域振興局建設部都市整備課
甲府市丸の内一丁目十八番一号 甲府市役所都市建設部都市計画課
- 四 縦覧期間
平成十七年三月十一日から同月二十四日

● 開発行為に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。

平成十七年三月十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
南アルプス市有野字北新田二七五六、二七五七、二七五八、二七六七、二七六八及び二七六九の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
南アルプス市有野二千七百六十八番地 株式会社大田光学研究所 代表取締役 渡邊哲也

● 平成十七年二級建築士及び木造建築士試験の実施
建築士法（昭和二十五年法律第百二二号）第十三条の規定により、平成十七年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。なお、試験の実施に関する事務は、同法第十五条の十七第一項の規定により、山梨県指定試験機関である財団法人建築技術教育普及センター（以下「センター」という。）に行わせる。

平成十七年三月十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 試験日時
1 学級の試験
二級建築士 平成十七年七月三日（日）午前十時から午後五時十分まで
木造建築士 平成十七年七月二十四日（日）午前十時から午後五時十分まで
- 2 設計製図の試験
二級建築士 平成十七年九月二十五日（日）午前十一時三十分から午後四時まで
木造建築士 平成十七年十月九日（日）午前十一時三十分から午後四時まで
- 二 試験場所
甲府市酒折二丁目四番五号 山梨学院大学十六号館
- 三 受験申込手続
1 インターネットによる受験申込み
インターネットによる受験申込みについては、平成十六年二級建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。
（一） 受験申込受付期間及び時間
（1） 期間 平成十七年四月一日（金）から同月八日（金）まで
（2） 時間 受付開始日の午前十時から受付最終日の午後四時まで
（二） 受験申込方法
センターのホームページ（<http://www.jaenic.jp/>）において必要な事項を入力し申し込むこと。

2 持参による受験申込み

(一) 受験申込期間及び時間

(1) 期間 平成十七年四月十一日(月)から同月十五日(金)まで

(2) 時間 (1)の期間中のそれぞれの日の午前十時から午後四時まで

(二) 受験申込書の請求先

甲府市丸の内一丁目十四番十九号 山梨県建設会館四階 社団法人山梨県建築

士会(以下「建築士会」という。)の事務所

(三) 受験申込書の提出先

甲府市丸の内一丁目十四番十九号 山梨県建設会館五階会議室

受験申込書の提出は、受験者本人が直接提出するものとする。

四 合格者の発表

平成十七年十二月八日(木)を予定している。なお、学科の試験については、同年

九月六日(火)を予定している。

五 その他

設計製図の課題は、平成十七年六月二十二日(水)からセンターの各支部及び建築士会の事務所に掲示する予定である。また、学科の試験当日に、試験場に掲示する。

人事委員会

● 平成十七年度山梨県職員、小中学校事務職員及び小中学校栄養職員並びに山梨県警察官採用試験の実施予定について

平成十七年度山梨県職員、小中学校事務職員及び小中学校栄養職員並びに山梨県警察官採用試験を次のとおり実施する予定である。

平成十七年三月十日

山梨県人事委員会

委員長 堀 内

茂

平成17年度山梨県職員等採用試験実施予定

試験の区分	受付期間	第1次試験日	最終合格発表予定
職員採用上級試験	5月16日(月) ～5月31日(火)	6月26日(日)	9月上旬
職員採用中級試験	8月15日(月) ～8月31日(水)	9月25日(日)	11月中旬
職員採用初級試験			
資格免許職職員採用試験			
小中学校事務職員採用試験			
小中学校栄養職員採用試験			
民間企業等職務経験者職員採用試験	8月15日(月) ～8月31日(水)	9月18日(日)	11月下旬
身体障害者を対象とした職員採用選考試験	8月1日(月) ～8月31日(水)	9月18日(日)	10月中旬
警察官採用試験A・B (平成17年10月1日採用)	3月28日(月) ～4月27日(水)	5月22日(日)	7月下旬
警察官採用試験A・B (平成18年4月1日採用)	7月20日(水) ～8月19日(金)	9月18日(日)	12月上旬

※ 試験を実施しない試験区分・試験職種があるので、各試験の試験案内で確認すること。

※ 試験区分・試験職種により受験資格が異なるので、詳細は各試験の試験案内で確認すること。

第六十四回(平成十七年度)山梨県警察官A及び警察官B採用試験の実施について
第六十四回(平成十七年度)山梨県警察官A及び警察官B採用試験を次のとおり実施
す。

平成十七年三月十日

山梨県人事委員会
委員長 堀内 茂

1 試験職種及び採用予定人員等

試験職種	採用予定人員	職務内容
警察官A(男性)	23名程度	個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締り、その他公共の安全と秩序の維持の任務に従事する。
警察官A(女性)	2名程度	
警察官B(男性)	10名程度	
警察官B(女性)	2名程度	

2 受験資格

(1) 受験できる者

ア 年齢及び性別

試験職種	年齢及び性別
警察官A(男性)	昭和50年4月2日以後に生まれた男性
警察官A(女性)	昭和50年4月2日以後に生まれた女性
警察官B(男性)	昭和50年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた男性
警察官B(女性)	昭和50年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた女性

イ 学歴

(ア) 警察官A(男性)及び警察官A(女性)

学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者若しくは平成17年9月までに卒業見込みの者又は人事委員会がこれと同等以上の学力があると認める者

(イ) 警察官B(男性)及び警察官B(女性)

次のいずれかに該当する者は、受験できないものとする。

- ・ 学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者若しくは平成17年9月までに卒業見込みの者又は人事委員会がこれと同等以上の学力があると認める者
- ・ 平成18年3月に高等学校等を新規に卒業する者

ウ 平成17年10月1日から勤務が可能な者

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できないものとする。

ア 日本国籍を有しない者

イ 地方公務員法第16条に該当する者(次のいずれかに該当する者)

- ・ 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

- ・ 山梨県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験案内の配布及び受付期間等

- (1) 試験案内配布開始予定日 平成17年3月11日(金)
- (2) 受付場所、受付期間及び受付時間

	受付場所・送付先	受付期間	受付時間等
持 参	山梨県警察本部 警務課	平成17年3月28日(月)から 平成17年4月27日(水)まで (土曜日、日曜日を除く。)	午前8時30分から午後5時まで
	山梨県内各警察署	平成17年3月28日(月)から 平成17年4月27日(水)まで (土曜日、日曜日を含む。)	
郵 送	山梨県警察本部 警務課	平成17年3月28日(月)から 平成17年4月27日(水)まで	平成17年4月27日(水)ま での消印のあるものに限り受け付 ける。

4 試験日及び試験会場

区 分	試 験 日	試 験 会 場
第1次試験	平成17年5月22日(日) (受付時間)午前8時40分から午前9時まで (受付場所)50周年記念館・クリスタルタワー南側	山梨学院大学 (甲府市酒折2丁目4番5号)
第2次試験	平成17年6月12日(日)	甲府市内 (第1次試験合格通知書で指定する。)
第3次試験	平成17年7月7日(木)、8日(金)のうち指定する1日	甲府市内 (第2次試験合格通知書で指定する。)

5 試験方法

区分	試験種目	内 容
第 1	教養試験	警察官として必要な一般的知識及び知能について、警察官Aについては大学で、警察官Bについては高等学校で履修した程度の筆記試験を行う。五肢選択式により50題出題する。 【出題分野】社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、数的処理、資料解釈等 【試験時間】120分

次 次 試 験	論 文 試 験 (警察官A) (※1)	理解力、思考力、構成力、表現力等について文章による試験を行う。 【試験時間】90分
	作 文 試 験 (警察官B) (※1)	構成力、表現力等について文章による試験を行う。 【試験時間】60分
第 2 次 試 験	身 体 検 査	職務遂行上必要な身体的条件を満たすか否かについて検査を行う。 (検査項目別掲)
	体 力 試 験	職務遂行上必要な体力について実地試験を行う。 【実施項目】握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20mシャトルラン(往復持久走)、立ち幅とび、腕立伏臥腕屈伸
	人 物 試 験 I (※2)	公務員として職務遂行に必要な素質及び適性を有するか否かについて適性検査を行う。
第 3 次 試 験	人 物 試 験 II	人物について個別面接を行う。
	身 体 検 査	胸部疾患、その他の疾病の有無及び職務遂行上必要な身体的条件を満たすか否かについて、医師による検査を行う。(検査項目別掲)
資 格 調 査		受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について調査を行う。

(※1) 論文試験及び作文試験は第1次試験日に実施するが、第3次試験として評価する。

なお、第1次試験日に論文試験又は作文試験を受験しなかった場合、教養試験の採点は行うが、試験を放棄したものとみなし、第1次試験は不合格とする。

(※2) 人物試験 I は第2次試験日に実施するが、第3次試験として評価する。

(注) 各試験区分にはそれぞれ合格基準があり、一つでも基準に達しない場合、総合得点が高くても不合格となる。

(別掲)身体検査項目

検 査 項 目		基 準	
		警察官A(男性)及び警察官B(男性)	警察官A(女性)及び警察官B(女性)
第 2 次 試 験	身 長	160cm以上であること。	155cm以上であること。
	体 重	47kg以上であること。	43kg以上であること。
	胸 囲	78cm以上であること。	
	関節及び五指の運動	職務遂行上支障がないこと。	職務遂行上支障がないこと。
第 3 次 試 験	視 力	両眼とも裸眼視力が0.6以上又は両眼とも矯正視力が1.0以上であること。	
	色 覚	正常であること。	
	聴 力	正常であること。	
	そ の 他	職務遂行に支障のない身体的状態であること。	

6 合格者の発表

第1次試験合格者	5月27日(金) 午後3時【予定】	山梨県庁の掲示板(スクランブル交差点ぎわ)に合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者には書面で通知する。
第2次試験合格者	6月17日(金) 午後3時【予定】	山梨県庁の掲示板(スクランブル交差点ぎわ)に合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者には書面で通知する。
最終合格者	7月29日(金) 午後3時【予定】	山梨県庁の掲示板(スクランブル交差点ぎわ)に合格者の受験番号を掲示するとともに、第3次試験受験者全員に試験の結果を書面で通知する。

上記掲示内容(合格者の受験番号)は、掲示後、山梨県ホームページに掲載する。

7 その他

- (1) 教養試験の例題及び正答番号並びに論文試験・作文試験の課題の出題例は、山梨県ホームページに掲載するとともに、山梨県県民情報センターで閲覧等ができる。
- (2) 詳細は、「平成17年度【平成17年10月採用】警察官A(男性)及び警察官A(女性)採用試験案内警察官B(男性)及び警察官B(女性)採用試験案内」による。

正 誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

平成十七年二月二十八日掲載の開発行為及び公共施設に関する工事の完了についての公告中

一〇六 下 終わりから十 開発行為及び

開発行為に関する工事及び開発行為のうち

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番